



高齢者の人権学習会を開催



第4回高齢者の人権学習会「身元保証契約を考える」が9月3日(日)、昭和生涯学習センターにおいて開催されました。

第1部は、第3回学習会に引き続き、南部法律事務所平針事務所高森裕司弁護士の「身元保証契約の課題」というテーマで、法律の専門家の視点から講演をいただきました。具体的事例も紹介され、

正直言って、忙しい弁護士さんがここまでやるのかと驚いたのが実感で、講師の人柄がうかがえました。身元保証は本来不要なはずなのに、現実には入院入所に際し身元保証を求められることが多く、身寄りのない人は身元保証団体と契約せざるを得ない。こういった場合、必要としないサービス内容まで含むセット契約、チェック体制のない財産管理契約や「医療同意もやりますよ」という団体との契約の危うさを指摘されました。医療同意は成年後見人でさえできない。ましてや身元保証団体では不可能と説明されたことは腹におちました。

本人の意向に沿っているのか、利益にかなっているのか、予め医療機関や施設始め関係者が本人の利益や意思を尊重確認しておける関係を作っておく。更に、こういった課題を解決するためにも、公的な対応の拡充が必要と指摘されました。

第2部の西岡理事長の講演では、特に施設入所の際、身元保証人の存在が条件となっている施設がほとんどである現状を踏まえ、名古屋市権利擁護支援協議会のアンケートや内閣府 NPO ポータルサイトから作成された資料をもとに身元保証団体の実態を説明しました。相談支援機関における情報共有の仕組みづくり、行政の関与による管理監督、サービスの質向上のためのガイドライン作り、将来的には公的サービスへの移行が必要ではないかと訴えました。

今回の学習会には病院、施設、居宅、NPO などから19名の方の参加をいただきました。奇しくも、学習会翌日の朝日新聞の1面に「身寄りない高齢者の身元保証トラブル」の記事が載りましたが、この問題について更に関心を持っていただくきっかけになること期待したいと思います。会終了後のアンケートには身元保証契約に関する講演会を今後も企画してほしいなどの意見を寄せられました。今回の学習会においては、参加者の方から身元保証に関する生の経験などを出していただき、討論する時間もあった良かったかなと思いましたが、これは今後の課題としていきたいと考えます。(K. I)

<発行元> 特定非営利活動法人権利擁護トーチ

名古屋市天白区池場四丁目 802 番地の 2 TEL/FAX 052-803-6581

東北地方一周

8月末から9月初めにかけて4泊5日で東北地方を巡ってきました。特に岩手県には行ったことがなくここを中心に巡ることにしました。東京経由で北上駅に出てここでレンタカーを借りて出発。平泉の中尊寺・花巻の宮沢賢治関係の記念館3カ所を見学、花巻温泉で1泊。二日目は遠野物語の記念館、かっぱ淵も訪れ竿の先にキュウリをぶら下げカップをつりあげようとする様子も見ることができました。そこから宮古の浄土ヶ浜へ。陸からは観光案内書で見るほどたいしたことはなく、観光船でぐるりと回らないと実感できません。朝ドラ「あまちゃん」の舞台である久慈の海女センターを経て八戸に泊まりました。翌朝「八食センター」市場へ、豊かな海産物があふれていました。その後青森へ足を延ばし「三内丸山縄文遺跡」を見学、それから十和田湖に向かい奥入瀬渓谷に沿って走りましたが前夜の雨のせいか水はそんなに澄んでおらず残念。十和田温泉に泊まりました。三日目は八幡平をドライブ、紅葉にはまだ早く青々とした山岳道路を走り抜けました。そのまま秋田県の乳頭温泉に行く予定でしたが車の故障で盛岡泊まりになりました。

今回の旅行は実は酸素ボンベを持っての旅行でした。今年の3月にこれまで治療中だった肺気腫が悪化しました。原因はわかりませんが後期高齢者となり体調が変わったためでしょうか。5月に身体障害者3級の認定を受けてしまいましたが、それでもどこまで行動できるかのチャレンジでした。しかし結果は体力負け。これからも酸素ボンベと付き合っていかなければならず、飛行機は無理で海外旅行は行けなく国内も飛行機を使う旅行はできず鉄道か車、船の旅に限られます。でもできる旅行は無理せず続けていこうと思っています。(A.F)



玉石混交の身元保証等高齢者サポートサービス

名古屋市内では27法人(NPO17、社団10)が活動中です。NPO法人の実態は以下の通り(2023.8.1現在)。厚労省も近く実態調査の予定です。名古屋市としても取り組みを始めてほしいと思います。

内閣府NPO法人ポータルサイト、当該法人ホームページから

B: トーチ

事業者	①利用会員数 (人)	②経常収益 (百万円)	③事業収益 (百万円)	④純利益 (百万円)	⑤正味財産 (百万円)	⑥寄付金 (百万円)	⑦預り金 預託金 (百万円)	⑧一時金 (円)	⑨利用料/月 (円)	⑩タイム チャージ/H (円)
A	10	1	0	0	0	0	0	—	—	—
B	23	1	0	0	0	0	0	0	3,000	2,000
C	30	1	0	0	1	0	0	—	—	—
D	40	25	25	0	26	0	0	—	—	—
E	44	9	9	0	0	0	7	250,000	5,000	2,500
F	72	28	27	3	3	1	1	269,500	23,100	3,300
G	93	10	10	3	7	0	94	140,000	9,350	2,200
H	97	25	25	3	7	0	19	100,000	12,000	4,180
I	105	28	28	5	4	0	4	297,000	4,100	2,750
J	195	18	15	3	424	3	0	40,000	15,000	2,500
K	200	29	29	0	3	0	1	—	—	—
L	275	155	104	40	55	51	113	110,000	22,000	3,300
M	468	177	70	74	504	107	177	110,000	6,500	2,600
N	601	362	314	136	549	48	117	148,500	22,000	3,300
O	638	334	334	84	463	0	1,131	110,000	22,000	3,300
P	4,200	696	184	71	696	512	534	50,000	3,500	2,500
Q	5,000	1,348	995	171	1,150	353	295	950,000	13,200	1,000